

重点提言・要望事項

1 リニア中央新幹線の早期実現について（共通）

リニア中央新幹線の早期実現に向け、次の事項について事業主体への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) リニア中央新幹線の整備に関し、地域住民が身体的・精神的両面での健康への影響などについて不安を抱いていることから、環境基準や振動の指針等を満たす場合であっても、地域住民の苦情や要望等に真摯に取り組むこと。
- (2) 国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線事業に係る公共施設の移設については、残存価格等に基づく補償のみならず、公共施設としての機能を合理的且つ完全な形で回復するために必要な費用が補償されるよう制度の見直しを図ること。
- (3) リニア駅と甲府駅周辺との円滑な移動を確保するため、国道 358 号(平和通り)からのアクセス道路を新たに整備すること。
また、リニア駅周辺のまちづくりについては、地域との協議を十分行い方針を策定すること。
- (4) リニア中央新幹線開業を見据えたバス交通ネットワークを構築するため、県が中心となった検討体制を構築し、バス利用促進策の実施をはじめ地域活性化に寄与するバス交通ネットワークを再構築すること。
- (5) リニア中央新幹線整備促進に関連する地域活性化事業に対し、県の財政措置を講じること。

2 防災・災害対策の充実強化について(共 通)

防災・災害対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 防災行政無線のデジタル化について

災害情報収集や伝送・伝達、応急復旧支援の役割を担う市町村防災行政無線のデジタル化が遅滞なく円滑に行えるよう、財政措置を拡充すること。

また、無線システム普及支援事業の対象に防災行政無線の「移動系」だけでなく「同報系」を含めること。

(2) 防災情報システムについて

災害時により迅速かつ機動的な対応を図るため、県と市町村が被害状況等の情報共有ができるよう統一したシステムを構築すること。

(3) 木造住宅の耐震化について

木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅「わが家の耐震化」支援事業の補助対象要件について、指定市町村の区別を廃止し県下統一した補助制度に見直すこと。

また、木造住宅耐震化建替支援事業に、県の財政措置を講じること。

(4) 富士山火山防災対策について

富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 富士山火山防災対策協議会の連携強化を図ること。
- ② 観測機器の設置及び観測・監視体制の拡充を図ること。
- ③ 富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の山梨県側の国直轄事業計画を策定すること。
- ④ 砂防構造物の整備を促進すること。
- ⑤ 国営火山対策研究所を整備すること。
- ⑥ 避難経路及び避難先を提示すること。

- ⑦ 有効な広域避難道路の整備を促進すること。
 - ・ (仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの早期整備及び新たな御坂トンネルの整備促進
 - ・ 避難に有効な県道の整備及び市町村道の整備に対する財政措置

(5) 除雪費用への財政措置について

住民生活及び地域経済に支障が生じないように迅速な除雪を図るため、幹線市町村道除雪費補助金の補助要件を見直すこと。

3 地域医療の充実について(共通※個別含む)

県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保するとともに、地域で安心して子どもを産み育てられるよう、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医師確保対策について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 県内各地域の中核的な病院に、産科を設置・再開できるようにするとともに、分娩を取り扱う医療機関が存続できるよう、山梨大学の寄附講座を強力で推進するなど早急に対策を講じること。
- ② 地方自治体の取り組みへの関与・支援及び医師偏在の調整や医師派遣制度の確立等医師確保のための措置を至急講じること。
- ③ 窮迫する産科、小児科の医師確保に向け、医学生及び卒後研修医師への動機付けを行うとともに、新医師臨床研修にへき地勤務の必修化、研修後一定期間医師不足地域への勤務を義務付ける等実効性のある対策を早急に講じること。

(2) **自治体病院の経営安定化について**

自治体病院の安定経営を図るため、医療機関に係る消費税について、診療報酬を非課税から課税(ゼロ税率課税)とするなど、必要な措置を講じること。

(3) **産婦人科医療連携システムの構築について**

産科医が不足する現状において、県内どこの地域でも安心して妊娠・出産できる体制を早急に構築するため、妊婦のニーズ並びに状態に合わせて医療機関同士が、健診から出産・産後までの役割を適切に分担できるよう、県内の大学病院や基幹病院等と個人病院・診療所が各妊婦の診療データを随時・必要時に共有・利用できる情報システムを構築すること。

(4) **富士吉田市立看護専門学校への財政支援について**

(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

富士・東部地域の唯一の看護師養成機関を継続して運営し、質の高い看護師を圏域に輩出していくため、看護専門学校運営費補助金の補助金限度額を撤廃し、補助金増額をすること。

また、機能強化の一環として、県立大学への編入制度を創設すること。

4 子育て環境の充実について(共通)

子育て環境の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) **子ども医療費及びひとり親家庭医療費の公費負担制度の確立について**

国において「現物支給」(窓口無料化)による公的負担制度を確立すること。

また、地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(2) **乳幼児医療費助成に係る対象年齢の引上げについて**

全市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、

大部分の市町村が小学校 6 年生まで対象年齢を引き上げているところである。については、通院における対象年齢を未就学児まで引き上げること。

また、今後、小学校 6 年生まで段階的に拡大するなど子育て世帯の経済負担の軽減を図ること。

(3) 子ども・子育て支援新制度について

平成 27 年 4 月から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度が円滑に推進できるよう次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 各市が地域のニーズを踏まえ総合的な子育て支援施策が可能となるよう税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超の財源を確実に確保すること。
- ② 幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、施設整備への財政措置については、事業主体を限定せず官民間問わず補助対象とするとともに、財政措置を拡充すること。
- ③ 新制度移行に伴い県が行う放課後児童クラブ指導員の研修については、業務に支障が生じないよう配慮すること。

(4) 妊婦健康診査公費負担について

少子化対策の一環として国の責任において取り組むべき施策であることを踏まえ、母体や胎児の健康を確保するとともに経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担について、恒久的な国庫負担制度を創設すること。

また、県としても少子化対策の一環として助成制度を創設すること。

(5) 地域における切れ目のない妊娠・出産支援への財政措置について

地域の実情に応じた妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」に取り組む市に対し、財政措置を講じること。

(6) 不妊治療及び不育症の治療方法の確立等について

少子化対策として、不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、一般不妊治療の自己負担に対して全額助成すること。

また、不育症について、早期に治療方法を確立し、保険適用とすること。

5 クリーンエネルギーの導入促進について（共通）

クリーンエネルギーの導入促進を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) クリーンエネルギー導入のための送電線網・設備の増強について

本県での太陽光発電による売電の急速な広がりにより、一般電気事業者・東京電力(株)の送電網の一部で送電容量を超えたことから、売電に必要な高圧配電線や特別高圧電線路への電力系統の新規接続を認めない「制約エリア」が設けられる事態となった。

今後も本県での電力接続容量は増加することが見込まれ、再生可能エネルギーの推進に向け、極めて重要な課題となっている。

については、早急に設備増強のための制度、対策を講じること。

(2) 太陽光発電システムへの財政措置について

公共施設等への太陽光発電システムの導入を促進するため、東日本大震災以降、補助要件となった蓄電池等の設置について、その設置費及び維持費を十分考慮し財政措置を拡充すること。

住宅用太陽光発電システムのより一層の普及促進を図るため、既存住宅のみとなっている県の財政措置について、本年度の活用状況等検証したうえで、新築住宅の補助対象及び補助額の増額等制度の見直しを行うこと。

(3) 木質バイオマス資源の普及促進について

県の面積の大半を占める森林や果樹地域から発生する木質バイオマス資源の利活用を図るため、施設整備にかかる財政措置を拡充するとともに、果樹地域から発生する木質バイオマス資源のエネルギー利用普及拡大を図るための支援策を講じること。

また、木質バイオマス発電の企業立地を促進するため、農村地域工業等導

入促進法の「工業等」の対象とすること。

(4) 軽油混合BDF（バイオディーゼル燃料）の非課税措置について

CO2削減対策とごみの減量化事業の一つとして、一般家庭から廃食油を収集し、バイオディーゼル燃料を製造し、スクールバスの燃料として使用しているが、この燃料は、低温で固まりやすい性状を有するため、外気温が氷点下になるような条件下では、使用を控えるかバイオディーゼル燃料に軽油を混合する必要がある。

しかし、軽油を混合する場合は、軽油引取税が課税されるため、製造コストが嵩むことから、製造を控えている状況である。

については、販売目的でなく、自己消費するバイオディーゼル燃料に限っては、軽油を混合しても非課税とすること。

(5) 農村地域における新エネルギー導入促進について

農村での新エネルギー導入促進、農家の経営安定及び農地の有効活用を図るため、未利用地である畦畔・法面部分に限り、農地転用許可を不要又は3年の一時転用時に施設撤去をしない継続申請を可能とし、太陽光パネルの設置利用を可能とすること。

(6) 電気自動車の普及促進について

電気自動車の普及促進を図るため、官民が一体となってインフラの整備を推進できるよう、県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを活用した新たな補助制度を創設すること。

また、国の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」については、期間延長すること。

6 高速道路及び地域高規格道路等の整備促進について

(共 通※個別含む)

広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化や災害時の緊急輸送路・避難道路及び広域的な医療サービスの提供等極めて重要な社会経済基盤である高速道路及び地域高規格道路等の整備を促進するため、次の事項について国等へ働きかけること。

(1) 中部横断自動車道の整備促進について

中部横断自動車道の整備促進に向けて、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 事業中区間(増穂 IC から吉原 JCT)の平成 29 年度までの早期完成
- ② 基本計画区間(長坂から八千穂)の整備計画区間への格上げ及び北杜市の取り組みへの支援

(2) 新山梨環状道路の早期実現について

新山梨環状道路の整備促進のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ①直轄事業による北部区間全線の早期事業着手
- ②東部区間の早期事業完成
- ③アクセス道路の整備促進
- ④笛吹市通過予定区間周辺住民の水害、地域分断、農作物への被害、大気汚染、騒音・振動等の不安への配慮(地域の実情に応じた道路構造や安全性)
また、詳細設計時には、住民の安全・安心が確保される計画となるよう住民の意見を尊重すること。
- ⑤ 甲府盆地周辺に河川の氾濫による洪水被害が発生したとき、新山梨環状道路の高架部分を洪水時緊急避難場所として周辺市民等が自主的に避難できる環境や体制を確保すること。

(3) 甲府富士北麓連絡道路の早期実現について

広域避難や多方面からの救援等に大きな役割を果たす本道路について、計画路線へ早期に格上げすること。

(4) 談合坂SAへのスマートインターチェンジの設置等について(上野原市)

中央道談合坂SAへのスマートインターチェンジの設置促進に向けて、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 目標年度である平成29年3月までに供用開始ができるよう、財源の充実・強化等の必要な措置及び県の指導・助言等支援
- ② スマートインターチェンジの周辺県道を大型バス等がすれ違えるように拡幅改良
- ③ 周辺地域の観光振興や雇用創出で地域活性化を図るため、民間企業や地域生産者、地方公共団体など相互にメリットがある施設整備に対する財政措置

7 富士山の保全・安全対策について(共通)

世界遺産「富士山」の保全・安全対策を図るため、引き続き、静岡県と連携強化を図りつつ県が主導となり協議・調整を行うこと。

また、世界遺産構成要素の一つである吉田口登山道の麓から五合目について、来訪者への更なるおもてなしを図るとともに、より安全・快適な登山が可能となるよう、トイレや荒天時の待避所等の環境整備を行うこと。

8 社会保障・税番号制度について(共通)

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、次の事項について積極的に国に働きかけること。

(1) 財政措置について

制度導入に伴い必要となるシステム改修費について、実態に即した財政措置を講じるとともに、補助対象外の調査・準備費用をはじめ特定個人情報保護評価システム等市独自システムの改修費などに対して財政措置を講じること。

なお、システム改修着手時期により財政措置に相違が生じないようにすること。

(2) 情報提供について

制度導入に関する情報提供について、市への実務に即した情報提供、助言を行うこと。

9 消費者行政の推進について(共 通)

消費者行政の強化・推進を図るため、地方消費者活性化基金事業の継続又は恒久的な財政措置の創設を講じるよう国に働きかけること。

また、県としても消費者行政の充実強化を図るため、財政措置を講じること。

10 JR 中央本線の高速化等について(共 通)

JR 中央本線の高速化、安定輸送の確保、利便性・安全性の向上のため、次の事項について国及び J R 東日本へ積極的に働きかけること。

(1) 中央本線の高速化及び利便性の向上について

JR 中央本線について高速化、特急停車駅の増加、早朝・深夜の特急列車の新設及び甲府駅・大月駅間の通勤快速列車の増便（E 電の大月駅以西への乗り入れ延長を含む）等による、輸送力強化、利便性の向上等を図るとともに、降雨や落雷等による運行停止や運休の発生を抑制するなど、安定運行の向上を図り、また、運行停止や運休に伴う帰宅困難者対策の強化に取り組むこと。

(2) バリアフリー化の促進について

バリアフリー法に基づく対象駅のバリアフリー化を促進すること。

また、J R が実施する駅構内のバリアフリー化事業に関する地元負担について、県の負担割合を引き上げること。

更に、まちづくりと一体となった駅施設を含む総合的なバリアフリー化等に対する J R 施設の改修費等については、老朽化した施設の更新や当該整備による駅利用者の利便性向上等を十分考慮し、J R に対する負担制度を確立すること。

11 地方バス路線運行維持対策の充実について（共通）

生活交通に欠かせない地方バスを維持するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 生活路線として必要な不採算路線確保に対する維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。
- (2) 県生活バス路線維持費補助金について、運行距離が長い路線については単独市町村路線も対象とするなど補助対象の見直しを図るとともに、持続した運行ができるよう補助期間限度を廃止すること。
- (3) 路線バスの存続、効率的なスクールバスの運行及び児童の登下校の安全確保等を目的に実施している路線バスをスクールバスとして活用する事業(児童・生徒に定期券を支給)について、財政措置を講じること。

12 幼稚園就園奨励費補助金の負担超過解消について(共通)

幼稚園就園奨励費補助金事業の補助率については、3分の1以内となっており、毎年度補助率が変更され、予算編成に大変苦慮するとともに、前年度より補助率が引き下げられるとその財源確保が厳しい状況である。

については、国の補助率を3分の1の定率とするよう国に働きかけること。

13 地方交付税について(共通)

安定的な行財政運営が図れるよう、次の事項について積極的に国に働きかけること。

(1) 地方交付税の総額確保等について

安定的な行財政運営が図れるよう、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩等自治体の財政需要を的確に反映し、地方交付税の所要額を確保すること。

なお、所要額の確保に当たっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率の引き上げによること。

(2) 合併市に対する財政需要額算定見直しについて

合併市特有の財政需要(合併時には想定されなかった財政需要、行政区域拡大により必要とする施設等)や人口動態等、合併市の実情を的確に反映し、地方交付税の基準財政需要額の算定方法の再構築を図ること。

14 公的資金補償金免除繰上償還制度について(共通)

財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、特定被災自治体に限らず、すべての自治体を対象とし、借入対象日や対象となる公営企業債の拡大を行うとともに、貸付金利の引き下げ等の対象要件の緩和を行い、制度を継続するよう国に働きかけること。

15 消防・救急業務体制の充実強化について(共 通)

消防体制の充実強化を図るため、次の事項について国等への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金について

小規模な整備事業においても本補助制度が活用できるよう交付額下限(950万円)を廃止すること。

(2) 消防団協力事業所への優遇措置等について

消防団活動を行いやすい環境整備や消防団員の確保を促進するため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」も踏まえ、消防団協力事業所に対する法人・個人事業税の減税など効果ある支援措置を講じること。また、消防団の装備改善に対して財政措置を講じること。

(3) 非常備消防費への財政措置について

非常備消防費に対する地方交付税の単位費用算定基礎は、自治体の規模(人口)で算定されているが、面積、山村・辺地等地域の状況等を考慮し、実情を反映した算定とすること。

(4) 高速道路の消防救急業務に対する支弁制度の改善について

高速道路の消防救急業務に対する中日本高速道路(株)からの支弁金について、車両及び人員を算定基準に含めるなど、実態に即した改善を行うこと。

16 生活保護制度について(共 通)

生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

なお、それまでの間、急増する受給世帯による市の負担増に対し、十分な財

政措置を講じるよう国に働きかけること。

17 介護保険制度について（共通）

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 安定的な制度運営について

高齢化の進展により第1号被保険者の保険料及び介護費用が増大している状況の中で、将来にわたって安定的に制度運営を図るため、第1号保険料の負担軽減及び国・県の介護給付費負担金増額を行うこと。

また、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円を確実に確保すること。

(2) 低所得者対策について

低所得者が経済的理由により介護サービスの利用を控えることがないよう財政措置も含め低所得者の介護サービス利用を更に支援する対策を早急に講じること。

(3) 地域密着型サービスへの財政措置について

地域密着型サービスの実施のため、県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金に係る補助金を継続すること。

18 国民健康保険制度等について(共 通)

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医療保険制度改革について

医療保険制度改革に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 国保の財政上の構造的な問題の解消については、国庫負担割合の引上げ等国保財政基盤の拡充・強化を図り国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。
- ② 制度改革に当たっては、都道府県と市町村との役割分担について混乱を招かぬような仕組みとし、また、市町村の負担増や細分化した複雑な制度とならないようにするなど、国民健康保険の現場を担っている市町村と十分に協議を行い、その意見を確実に反映させること。
- ③ 将来的には、全ての国民を対象とする医療保険制度に一本化すること。

(2) 国民健康保険財政の健全化について

新たな制度へ移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える市町村への支援を強化すること。

また、県においては、国のガイドラインに示された基本的な考え方を考慮し、速やかに医療費共同事業もしくは県普通調整交付金への所得水準等に応じた財政調整機能の導入により保険者間の負担の公平と国保財政の安定化を図ること。

(3) 後期高齢者支援金・介護納付金について

後期高齢者医療制度及び介護保険に対する支援金・納付金は、国保財政を圧迫しているため、総報酬割の全面的な導入を図ること。

(4) 後期高齢者医療支援金について

特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を廃止すること。

(5) 外国人住民に対する徴収対策について

国民健康保険に加入する外国人住民については、短期滞在者や留学生などが短期間で帰国してしまうこと等から、滞納処分等も困難であるなど市の徴収対策として大きな課題となっている。

については、出入国や在留に関する手続きの機会などを活用し、請求・徴収ができる体制を整備するなど、給付と負担の公平を図ること。

(6) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導において効果的な保健指導を行うため、健診事業やレセプト点検等、医療費の適正化推進のため、レセプト点検員や国保専任の保健師の配置に国及び県の財政措置を講じること。

(7) 人間ドック事業への財政措置について

後期高齢者健康増進事業の内、人間ドック事業への財政措置について、事業実績に基づく財政措置を講じること。

(8) 社会保障・税番号制度の活用について

資格喪失後の受診による保険者負担分の調整について、被保険者負担の軽減を図るため、社会保障・税番号制度の活用により保険者間での直接処理が可能となるよう制度改正を行うこと。

19 障害者福祉施策の充実について（共通※個別含む）

障害者施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 重度心身障害児(者)医療費の公費負担制度の確立について

重度心身障害児(者)家庭の自立支援のため、国において「現物支給」（窓口無料化）による公的負担制度を確立すること。

また、地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(2) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業の国庫補助金(統合補助金)の配分方法は、平成 21 年度から人口割を廃止し、事業実績を重視するよう見直しがされたが、引き続き、市町村に超過負担が生じているため、事業の所要額に基づく財政措置を講じること。

(3) 県福祉タクシーシステム事業の充実について

障害者の行動範囲の拡大と社会参加を促すため、対象者に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 45 条第 2 項の規定により精神障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が同法施行令第 6 条第 3 号に規定する 1 級及び 2 級の該当者を加えること。

また、補助基準額をタクシー料金の実情に即した額に見直すとともに交付枚数を拡充すること。

(4) 就労移行支援事業の定着支援の充実強化について

就労移行支援事業所に対し、就労支援等への報酬加算に加え、就労後の職場への定着に対する一貫した支援の充実を図るとともに、障害者就労の実態を踏まえ、事業者がより活用しやすい制度への改善や支援に対する報酬、補助事業の拡充を図ること。

(5) 支援学校卒業生に対する支援等について

支援学校卒業生の現状は、障害者就業・生活支援センター等での対応も事業所数が少なく、人員体制等も手厚いとはいえないことから、若年の知的障害児等の支援の充実強化が必要である。

については、知的障害や発達障害の障害特性を踏まえた、きめ細かな障害福祉サービスの創設、もしくは自立訓練（生活訓練）の期間の撤廃、その他支援の充実を図ること。

(6) 富士北麓・東部地域における重症心身障害児の通所施設の整備について

(富士吉田市)

富士北麓・東部地域の重症心身障害児への支援を充実・強化するため、あけぼの医療福祉センターのサテライトを設置するとともに、民間事業所の参入に対して支援を行うこと。

20 食材の安全性確保について(共通)

全国的に食材の放射能汚染が問題となっている中、なおも多くの保護者から学校給食で使用する食材について、放射能汚染を心配する声が寄せられている状況である。

については、保護者の不安を解消し、独自で放射性物質の検査を実施する必要がなくなるよう、給食食材を含む市場に流通する食材全般について、検査対象を拡大した上で更なる対策を講じ、消費者が心から安心でき、安全性が実感できる食材の確保に向け、継続的に国、県が連携し取り組むこと。

21 火葬場整備への財政措置について(共通)

地域社会に必要な生活環境施設である火葬場の整備に対する財政措置については、地方交付税措置によらず他の生活環境施設(上水道、下水道及び廃棄物処理施設等)と同様に国庫補助金により措置するよう国に働きかけること。

22 動物の保護及び管理について(共通※個別含む)

動物の保護及び管理に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

(1) 動物の保護及び管理に関する事務の明確化について

市では、犬や猫に関する専門的知識を有する職員がいない中で県からの移譲事務以外の動物の飼い方指導や猫等動物の苦情処理など動物の保護及び管理に関して、広範囲にわたり事務処理を行っている状況である。

については、県動物の保護及び管理に関する条例第4条に定められている「知事が市に求めることができる必要な協力」について、具体的な事項を市と協議の上で明確にすること。

また、移譲事務交付金について、実態に即した財政措置を講じること。

(2) 富士北麓・東部地域の動物愛護体制の構築について(富士吉田市)

富士北麓・東部地域における動物愛護の推進及び事務の効率化を図るため、富士・東部保健福祉事務所において負傷犬・猫の治療ができる体制（民間獣医への治療委託等）を構築すること。

また、治療した犬・猫について搬送（月2回、定期的に行っているもの）回数を拡大すること。

23 水道事業について(共通)

安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について国に働きかけること。

(1) 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円/m³）を緩和するとともに、財政措置の拡充を図ること。

(2) 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40 年）を見直すこと。

- (3) 公営企業借換債制度については、資本費及び将来負担比率の水準緩和等の条件緩和を図ること。

24 予防接種について(共通)

予防接種を円滑に実施するため、次の事項について国へ働きかけること。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種等に関する健康被害への対応について

子宮頸がんワクチンについて、ワクチンによる健康被害の原因究明と今後の接種に関する方向性を早期に明示すること。

また、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛等健康被害に対して、法定接種・任意接種に関わらず総合的な診療及び相談支援体制の充実を図ること。

(2) 定期接種の財政措置について

本年 10 月から定期接種化された水痘及び成人肺炎球菌をはじめ既存の定期接種への財政措置は、地方交付税によらず全額国庫負担とすること。

(3) おたふくかぜ等の定期接種化について

おたふくかぜ、B 型肝炎及びロタウイルスのワクチンについては、定期接種化すること。

なお、定期接種化に当たっては、国の責任をもってワクチンの有効性と接種による副作用を検証するとともに、ワクチン不足や地域間でのワクチン供給量に格差が生じないように安定供給対策を講じたうえで導入すること。

また、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と準備期間を設けること。

25 肝炎対策について(共 通)

肝炎治療を促進するため、新たな治療薬等についても迅速に助成対象とするなど、制度の充実・強化を国に働きかけるとともに、県としても必要な措置を講じること。

26 がん検診への財政支援について (共 通)

「第2次山梨県がん対策推進計画」の目標受診率を達成できるよう、がん検診推進事業及び働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業については、対象検診を拡大したうえで恒久的な財政措置とするよう国に働きかけるなど十分な国・県の財政措置を講じること。

また、受診医療機関及び精密検査医療機関の体制整備は、個々の市の努力のみでは解決できない課題であるため、県レベルでの医療体制・検診体制を整備すること。

27 容器包装リサイクル及び家電リサイクルについて(共 通)

容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度に関して、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 容器包装リサイクル制度について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 分別基準適合物の再商品化における自治体負担分を全て事業者負担とし、加えて収集運搬費、中間処理費についても事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底すること。
- ② 容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品を開発することの義務付けや、消費者の分別排出に係るインセンティブ導入

の義務化(デポジット制の導入やリターナブル容器への移行推進)など、生産から消費、廃棄の過程において、より円滑に資源が循環するシステムを構築すること。

(2) 家電リサイクル制度について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 再商品化費用については前払い制とするとともに、対象品目を拡大すること。

また、指定引取場所を増加すること。

- ② 不法投棄が生じた場合の費用については、家電リサイクル協会の一部助成でなく全額を事業者が負担する仕組みとするとともに、不法投棄された機器の回収ルートについても事業者が構築すること。

- ③ 特定家庭用機器を処分している不用品回収業者等に対し、市が法的根拠に基づき明確に指導できるよう、法的整備を図ること。

28 合併処理浄化槽の普及促進について(共通)

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う設置者の費用負担の軽減を図るため、単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成についても、浄化槽整備の助成制度と合わせて、県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に組み入れ、活用できるようにすること。

29 廃棄物処理対策について(共 通)

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 廃棄物処理施設について

循環型社会形成推進交付金については、ごみ処理施設等の基幹的施設の更新等に対して十分な財政措置を講じるとともに、既存施設の解体撤去工事費において、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合も交付対象とすること。

(2) 不法投棄対策について

不法投棄対策の充実強化を図るため、市独自で撤去業務等のため設置しているパトロール員の経費などについて県不法投棄未然防止事業費補助金の対象とするとともに、国においても財政措置を講じること。

また、廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策として、車輛の登録制及び車輛への許可番号表示の義務付け及び罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を図ること。

30 南アルプスの世界自然遺産登録等について(共 通)

南アルプスの世界自然遺産登録の実現、ユネスコエコパークの推進及び希少種の保護を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 南アルプスの世界自然遺産登録について

富士山世界文化遺産登録と同様に南アルプスの世界自然遺産登録実現に向け、県と関係市町が一体となった活動を実施するとともに、県における支援と関係省庁への働きかけを継続して行うこと。

(2) 南アルプスのユネスコエコパーク推進について

南アルプスユネスコエコパークの推進を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 県の所管窓口を明確にし、市町との円滑な連携を図ること。
- ② 本県の自然環境保全活動の資質を高めるため、富士山世界文化遺産と南アルプスユネスコエコパークの保全対策について相互に情報共有する機会を設けること。
- ③ 富士山のみならず南アルプスも含む一体的な県のPRを行うこと。

(3) 希少種の保護について

希少種の保護と自然環境監視体制の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 早期に南アルプス国立公園管理計画を見直すこと。
- ② 国のライチョウ保護増殖計画を踏まえ、ライチョウの生息状況(個体数減少)への影響等を調査し、その要因を除去すること。
- ③ 世界自然遺産登録を目指す国立公園として、管理と希少動植物の保護に向けた具体的な対策を講じること。

特に、県希少野生動植物の保護に関する条例による種指定の再検討及び生息状況調査の実施と保護対策について関係自治体とともに協議する場を設けること。

31 有害鳥獣の駆除・防除対策について（共通）

有害鳥獣の駆除・防除対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 管理捕獲に関して、駆除同様に県による奨励金の上乗せ等財政措置を講じること。

(2) 個体数調整の鳥獣捕獲については、年々捕獲頭数が増加する中で、狩猟者

の減少、高齢化の現状を踏まえ、猟友会との連携の下、従事者の確保・育成等の対策を強化するとともに、研究機関や民間事業者、特定非営利法人等における業務として実施できるよう、組織的な運営と体制を調査・研究すること。

(3) 鳥獣駆除を行う者の狩猟免許更新に対して支援するための財政措置を講じること。

(4) 野生鳥獣による果樹・野菜・水稻等の農作物への被害の防止を図るため、獣害防止柵の設置延長に対する国及び県鳥獣害防除事業の財政措置を拡充すること。

(5) 県において実施する高標高地域での特定鳥獣適正管理事業（管理捕獲）については、現行のニホンジカに加え、ニホンザル、イノシシを対象とし、財政措置も含め事業の充実強化を図ること。

(6) アライグマ、ハクビシン等の外来小動物及び市域を越えて飛来するカラスの駆除対策について、財政措置を拡充すること。

(7) 近隣県等との共同捕獲の回数を増やすなど、捕獲対策の拡充を図ること。

32 松くい虫被害防除対策について(共通)

平成 25 年度の本県の被害量は約 1 万 1 千 m³ と前年度を 26% 上回るなど極めて憂慮すべき事態となっている。

については、松くい虫の被害を防止し松林保全を図るため、県において抜本的な被害防除対策を講じるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

33 県産業集積促進助成制度の継続について(共通)

本助成金は、県内に優良企業を誘致するためには重要な制度であり、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大と経済の活性化に必要不可欠な制度であるため、本制度を継続すること。

34 観光振興について(共通※個別含む)

富士山の世界文化遺産登録、南アルプスのユネスコエコパーク登録及び2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機とした本県の観光振興を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 富士の国やまなし観光振興施設整備補助金の拡充について

観光地としてふさわしい魅力的な環境整備(観光案内標識、公衆トイレ及び観光案内所の設置等)を促進するため、補助限度額を引き上げるなど拡充を行うこと。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う受入体制について

観光施設及び道路における外国語表示・標識の整備を推進すること。

(3) 増富温泉峡地内本谷川溪谷「増富歩道」整備について(北杜市)

増富温泉峡来訪客が安心して通行できるよう、本谷川溪谷「増富歩道」(小尾湯橋～日受橋)の安全対策のための整備を行うこと。

35 移住・定住の促進について(共通)

移住・定住を促進するため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 市が行う定住対策に対して県の財政措置を講じること。
- (2) 県営住宅の建て替え及び改修に当たっては、子育て世帯のニーズを踏まえた設備や間取りにすること。
- (3) 山梨県全体として県外からの移住施策を推進するとともに、移住希望者の利便性の向上を図るため、県において空き家バンクの登録・利用の統一した体系及び支援制度を確立すること。

36 経営所得安定化対策等について(共通)

農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、全国一律単価ではなく、中山間地加算創設や小規模農家への上乗せ等地域の実情に配慮した制度に見直すこと。

37 雪害からの復旧に向けた農業支援について(共通)

農業用ビニールハウス建設業者や資材の確保が難しい中で、平成 26 年度中の復旧は困難な状況であるため、被災農家への支援事業の期間延長を行うこと。

38 担い手対策について(共通)

未来の農業を担う担い手の確保を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 青年就農給付金事業については、農家子弟への活用を図るため、所有権移転期限を延長(10年)するとともに、新規参入者と同等の経営リスクを求めないようするなど要件緩和するとともに、本事業を継続的に実施すること。
- (2) 農業大学校における研修生の定数拡大、入校要件の緩和及びコースの拡充並びに就農希望者が自らの就農への適性を見極めることが可能となるよう研修の充実を図ること。

39 農業生産基盤整備等の推進について(共通※個別含む)

農業生産基盤及び農業用施設の整備を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 農業生産基盤整備等の推進について

農業生産基盤整備事業費を確保し、計画的に事業の執行が出来るよう国に働きかけること。併せて、団体営農業基盤整備促進事業において、国の補助に対し県が0.5%の上乗せ補助を行っているが、財政的負担を考えるとあまりに少額のため、補助率の見直しを行うこと。

また、多様な担い手の育成・確保の観点から、企業の農業分野への進出を図るため、強い農業づくり交付金等の農業用施設整備に対する予算を確保するとともに財政措置を拡充すること。

(2) 豊富地区における農業基盤整備事業について(中央市)

豊富地区の農業生産基盤整備事業の導入にあたり必要な措置を講じること。

(3) 宇坪川排水路の改修について(中央市)

老朽化が進みブロック（空積み）が所々崩れている状態である。通学路にもなっており、また、災害時等（大雨）増水時に危険が伴うため、早急に整備を行うこと。

40 甲府市地方卸売市場施設整備への財政支援について(甲府市)

甲府市地方卸売市場は、甲府市民のみならず、県民への安全で安心な生鮮食料品の安定供給を図るという公設市場の役割があり、こうした観点から施設整備等の充実強化及び観光振興も踏まえた市場活性化に対し、引き続き、国からの交付金を確保するとともに、県の財政措置を講じること。

41 美しい県土づくり推進について(共 通)

県では、観光立県「富士の国やまなし」を目標に掲げ、積極的な観光振興策を展開しているが、平成 25 年 6 月、富士山がユネスコの世界文化遺産に登録されたことにより、益々良好な景観形成に対する県民の意識が高まっているところである。

については、全県下において世界遺産登録の恩恵を享受するためには、さらなる美しい県土づくりを推進していくことが重要であることから、県景観形成モデル事業費補助金を延長すること。

42 国道・地方道の整備促進について(共通※個別含む)

本県は、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真の生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、東海地震や富士山噴火などに対応する広域避難道路の整備も急務である。

については、一般国道及び地方道の整備を着実に推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

共通事項

(1) 道路財源の確保について

真に必要としている道路整備を遅らせることがないように、従来の臨時地方道整備事業債相当の財政措置を講じるなど、道路整備等(維持・修繕費、トンネル及び橋梁の点検、長寿命化等の安全対策を含む)のための財源を確保すること。

(2) 自転車道の整備促進について

自転車及安全で快適に通行ができ、歩行者の安全性が高まるよう、道路改良の際は、自転車道を併設した道路を計画すること。

個別項目

(3) 県道等の整備促進について

災害対策、渋滞対策、物流の効率化、安全確保及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

(富士吉田市)

① 中央自動車道富士吉田線のスマート IC へのアクセス道路について

- ・ 県道富士吉田西桂線上暮地バイパスは、スマート IC の供用時期と整合を図り完成すること。
- ・ 幹線道路ネットワークの確立のため、県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面の延伸を図ること。

② 国道 138 号の 4 車線化の整備について

- ・ 4 車線化の早期完成を図ること。

③ 国道 139 号金鳥居北電線類地中化事業について

- ・ 国道 139 号金鳥居北から中央通り交差点までの区間約 300m について、電線類地中化事業並びに国道 139 号の拡幅整備を行うこと。

④ 都市計画道路赤坂小明見線の県道昇格について

- ・ 有機的な道路ネットワークの構築や災害時の避難・輸送道路として期待される本路線を県道に昇格し整備を促進すること。

(都留市・大月市)

⑤ 中央自動車道側道の県道昇格及び大月都留連絡道路の整備について

- ・ リニア見学センターへのアクセス向上及び富士吉田市から大月市へ通じる幹線道路の充実を図るため、本側道を県道に昇格させ整備すること。
- ・ 古川渡地内の現国道に国道バイパス及び県道バイパスが交差する交差点から側道までの新たな道路を整備することにより、側道の機能を向上させるとともに大月インターに直結する側道の延長工事を県事業として計画すること。

(都留市)

⑥ 県道都留道志線の改良について

- ・ 八幡橋を含む狭隘区画について改良整備すること。

⑦ 県道戸沢谷村線の改良について

- ・ 都留教習所から中野橋までの区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。

⑧ 県道四日市場上野原線の改良について

- ・ 与縄橋から国道都留バイパス交差点付近までの区間及び旭小学校から曾雌地内落合橋付近までの区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。

⑨ 県道大野夏狩線の改良について

- ・ 国道 139 号交差点から宮下橋までの区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。

⑩ 都留インターと国道 139 号都留バイパスを連結する道路新設について

- ・ 渋滞解消等図るため、県道都留インター線を延長し、国道 139 号都留バイパス法能地区と谷村地区を結ぶ道路を新設すること。

⑪ 県道高畑・谷村停車場線及び大幡・初狩線の改良について

- ・ 県道高畑・谷村停車場線と県道大幡・初狩線の三叉路を含む狭隘区間の改良整備をすること。
- ・ 県道大幡・初狩線の中央都留カントリー倶楽部から県道高畑・谷村停車場線交差点までの区間の改良整備をすること。

⑫ リニア見学センターへのアクセス道路の整備について

- ・ 井倉地内の国道 139 号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道 139 号線が交差する古川渡交差点から、中央自動車道側道までの新たな道路整備を行うこと。
- ・ 大月インター付近からリニア見学センターのある都留市小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路を新設すること。

(大月市)

⑬ 国道 20 号バイパスの早期完成について

- ・ 大月バイパス第 2 期工事について、平成 30 年度の全線開通に向けて確実に事業を実施すること。
- ・ 大月インターより西側の国道 20 号について、改修及び一部バイパス化により整備するとともに、新笹子トンネルを早期に整備すること。

(南アルプス市)

⑭ 韮崎南アルプス中央線の整備について

- ・ 旭・有野バイパスの現事業の整備促進と南進計画への事業拡大（南への延伸）を図ること。

⑮ 芦安・早川連絡道路の整備について

- ・ 芦安・早川連絡道路を早期に完成するとともに、芦安・早川連絡道路までの既存道路を整備すること。
- ・ 道路整備で築造される平地並びにトンネル整備で発生する湧水など資源の有効活用を図ること。

(笛吹市)

⑯ 県道藤壘石和線のスマートインター接続道路の整備について

- ・ 県道藤壘石和線を県道甲府笛吹線T字路から砂原橋取付道路へ延長整備すること。

⑰ 県道笛吹市川三郷線の整備について

- ・ カーブ修正、さらにはルート等の検討も含め、整備を行うこと。

(北杜市)

⑱ 県道横手日野春停車場線の整備について

- ・ 駒城橋を架け替えること。

⑲ 県道駒ヶ岳公園線の横手バイパスについて

- ・ 早期に整備すること。

⑳ 県道茅野北杜韭崎線の整備について

- ・ JR 中央線下のガード整備を含めた道路整備を促進すること。

㉑ 国道 141 号の整備について

- ・ 高根町長沢地内における交差点改良を含め、改良整備すること。

㉒ 県道箕輪須玉線及び増富若神子線の整備について

- ・ 県道箕輪須玉線(須玉町穴平地内)について、継続してバイパス案を含めた整備を促進すること。
- ・ 県道箕輪須玉線及び増富若神子線(若神子上交差点)について、早期に事業着手すること。

- ⑳ 県道日野春停車場線の整備について
- ・ 薬師堂橋周辺を継続して拡幅整備すること。
- ㉑ 県道葦崎増富線の整備について
- ・ 明野町上手地内の整備について、バイパス案を含め整備すること。
- ㉒ 県道長坂高根線の改良について
- ・ 高根町村山西割から箕輪地内までの区間の歩道設置を含め改良整備すること。
- ㉓ 県道長沢小淵沢線の改良について
- ・ 改良整備を促進すること。
- ㉔ 県道北杜富士見線の整備について
- ・ 松木坂を改良整備すること。
- (上野原市)
- ㉕ 県道四日市場上野原線の整備について
- ・ 鶴島地内等の狭隘箇所の解消を図ること。
- ㉖ 県道野田尻四方津停車場線の整備について
- ・ 大野地内の改良整備を完成するとともに、その他狭隘箇所を改良整備すること。
- ㉗ 県道上野原丹波山線の整備について
- ・ 桐原地内（起点から初戸地内入口まで）及び西原地内（飯尾地内）の狭隘箇所の解消を図ること。
 - ・ その他本路線の落石・落盤危険箇所解消や狭隘箇所解消等を図ること。
- ㉘ 県道上野原あきる野線の整備について
- ・ 上野原地内（新井地内三叉路付近）及び桐原地内（主要地方道上野原丹波山線との交差点先）の狭隘箇所解消を図ること。

- ・ その他本路線の落石・落盤危険箇所解消や狭隘箇所解消等を図ること。

③② 県道大月上野原線の整備について

- ・ 野田尻地内の整備を促進すること。
- ・ 大曾根地内(ハッピードリンクショップ付近)の狭隘箇所解消を図ること。
- ・ その他本路線の落石・落盤危険箇所解消や狭隘箇所解消等を図ること。

(山梨市)

③③ 県道山梨市停車場線及び国道 411 号の整備促進について

- ・ 改良済みの重川橋より南下する本路線の歩道を含めた拡幅改良整備をするとともに、日川橋の架け替えを含めた国道 411 号の改良整備をすること。

③④ 山梨市駅南線（県道山梨市停車場線）県代行街路事業について

- ・ 計画どおり平成 30 年度に完成すること。

(山梨市・甲州市)

③⑤ 山梨市駅東山梨線東山梨駅から西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路整備について

- ・ 山梨市駅東山梨線東端東山梨駅より東後屋敷を通り甲州市西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路について、早期に事業化できるよう支援すること。

(甲州市)

③⑥ 国道 411 号の整備促進について

- ・ 拡幅改良事業について、早期に等々力から西広門田交差点までの区間の共同溝の設置、拡幅改良工事の継続整備をすること。
- ・ 千野橋から裂石の区間については、側溝の蓋かけ改修を行うとともに、裂石以北は、未改修区間を改良整備をすること。

③⑦ 県道塩山停車場大菩薩嶺線の整備について

- ・ 赤尾地区からフルーツライン(上栗生野地区)に至るバイパス整備(赤尾橋架け替え含む)を早期に完成すること。

③⑧ 県道塩山勝沼線及び県道平沢千野線の整備について

- ・ 歩道を継続して整備すること。

③⑨ 国道 411 号と国道 140 号の連絡道路整備について

- ・ 西関東連絡道路のアクセス道路として早期に事業化すること。

④⑩ 県道日影笹子線の整備について

- ・ 駒飼橋を架け替えること。

④⑪ 県道休息勝沼線の整備について

- ・ 国道 411 号の拡幅改良事業にあわせて、清水橋～山交差点の間の早期の拡幅改良整備をすること。

(中央市)

④⑫ 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

- ・ 通学生徒の安全確保を図るため、作興橋から国道 140 号までの新設道路について整備計画の検討を行うこと。

④⑬ 県道韭崎南アルプス中央線の整備について

- ・ 浅原橋から東花輪駅の区間の歩道設置を含む拡幅改良整備をすること。
- ・ 豊積橋を架け替えること。(早期の架け替えが困難な場合は、歩道拡幅及びクランク解消等改良整備すること。)

43 橋梁及び公園の長寿命化について(共通)

橋梁及び公園の長寿命化の促進のため、次の事項について、国へ働きかけること。

(1)橋梁の長寿命化について

次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 「橋梁長寿命化修繕計画」の変更計画策定に対し財政措置を講じること。
- ② 橋梁の点検方法及び回数の変更を踏まえた財政措置を講じること。

③ 橋梁の耐震化、落橋防止、長寿命化修繕計画に基づく維持修繕及び架け替え整備に対する財政措置を拡充すること。

また、維持補修及び架け替え整備への起債の対象拡大を行うこと。

④ 応急処理に対し財政措置を講じること。

⑤ 市に移管されている鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策として建設された鉄道や道路の機能復旧であることに鑑み、全額国費負担の対象するか、又は事業者も費用負担するなどして早期かつ優先的に実施すること。

(2) 公園の長寿命化について

公園の長寿命化を推進するため、社会資本整備総合交付金を拡充するとともに、公園施設長寿命化対策支援事業が活用できるよう、対象施設の拡大、総事業費及び面積要件の引下げ等要件緩和を行うこと。

また、都市計画公園以外の公園等への維持管理に対し財政措置を講じること。

44 河川の環境保全及び災害防災対策について(共通※個別含む)

良好な河川環境を保全し安全性を確保するため、河川管理者である県は、早期に立木等を伐採するとともに、河川清掃(河川の草刈)及び河床整正の予算を確保し事業を推進すること。

なお、次の箇所については、早急に対応すること。

(甲府市)

(1) 濁川改修箇所における立木の伐採等河川清掃及び浚渫

(富士吉田市)

(2) 富士山全域の砂防指定地内の砂防壁の立木の伐採等河川清掃及び浚渫

(3) 一級河川の上吉田地区、松山地区の立木の伐採等河川清掃及び浚渫

(甲斐市)

(4) 六反川、東川、坊沢川及び亀沢川の浚渫

(笛吹市)

- (5) 市内県管理河川の浚渫

(北杜市)

- (6) 釜無川及び塩川の支流を含む県管理河川の立木の伐採等及び伐採後に薬剤湿布による予防的措置

(甲州市)

- (7) 竹森川、文珠川、佐野川、田草川、鬢櫛川の立木伐採及び河床整正

(中央市)

- (8) 常永川の浚渫

45 河川改修等整備の促進について

(甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備促進及び河川環境の保全・快適な水辺空間の創出を図るため、次の事項について必要な措置を講じること。

(甲府市)

(1) 濁川改修整備の促進について

- ・ 早期に整備すること。

(2) 藤川改修整備の促進について

- ・ 早期に整備すること。

(3) 高倉川改修整備の促進について

- ・ 上流区間の改修については、早期に整備手法を決定し整備すること。

(4) 間門川の改修整備の促進について

- ・ 早期に整備すること。

(5) 湯川改修整備の促進について

- ・ 早期に整備手法を決定し整備すること。

(南アルプス市)

(6) 八糸川の早期改修等について

- ・ 八糸川を早期に整備すること。
- ・ 西川及び横川について早期に事業着手すること。

- ・ 砂防事業について、御勅川流域、桐の木沢流域、漆川流域、大和川流域、及び堰野川流域の整備を促進すること。

(甲斐市)

(7) 六反川・東川・坊沢川の早期改修について

- ・ 石積みが残る危険箇所を早急に解消すること。

(8) 亀沢川の早期改修について

- ・ 早期に整備（主に床固工の設置）すること。

(笛吹市)

(9) 渋川の整備について

- ・ 早期に事業認可し、整備すること。

(甲州市)

(10) 塩川の早期改修について

- ・ 早期に整備すること。

(11) 次郎川の改修について

- ・ 未改修区間と暗渠構造区間の開水路へ整備すること。

(中央市)

(12) 鎌田川の早期改修について

- ・ 早急に整備を行うこと。

46 急傾斜地崩壊対策事業について(共通)

本県には、土石流危険渓流及び土砂災害危険箇所が約 4,800 あり、県においては、優先順位の高い箇所から順次整備を進めているが、特別警戒区域に指定された区域においても未整備箇所が多く存在している。

については、土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するため、急傾斜地崩壊・土石流対策事業について、現行制度の負担金の減額・撤廃及び事業費の増額確保などにより、早急に整備を図ること。

47 下水道の整備促進について（共 通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、各種補助制度の創出、採択基準の緩和、国庫交付金の交付率の引き上げ及び対象範囲の拡大を図るとともに、必要な予算額を確保するよう国に働きかけること。

また、合併市町村の特例措置を延長するよう国に働きかけること。

48 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、関係団体への協力要請、滞納者への督促等を行うなど様々な努力をしているが、依然として極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、このため一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮している。

については、事業の経緯及び現状を勘案し、償還金の減額、利子の免除及び市財政の負担軽減等について適切な支援を講じること。

49 県営都市公園の整備について(都留市)

本市は、国道 139 号が縦断して主要幹線道路としての機能を果たし、県道が幹線道路としての機能を果たしているが、道路幅員も狭く、災害時には交通にも支障が起きることが懸念されるため、防災の観点から公園の整備が必要と考えている。また、市民の健康増進や地域活性化を図るうえでも大規模な公園の整備が必要である。

については、本市に県営の都市公園を整備すること。

50 流域下水道へのし尿・浄化槽汚泥の共同処理について

(山梨市、甲州市)

MICS 事業(国土交通省事業)等により峡東流域下水道浄化センターに、し尿・浄化槽汚泥等を受け入れ、下水道汚泥との共同処理を行い、施設の老朽化が進むし尿処理施設を下水処理に統合、再構築するため、浄化センター機能の補強、強化を図るとともに、峡東地域における汚水処理計画を再構築し推進していくことを早急に検討すること。

51 義務教育施策の充実強化について(共通)

義務教育施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 少人数教育の推進について

少人数教育及びチームティーチングによる指導ができるよう、教職員配置の充実改善を図ること。

また、法改正により学級編成及び教職員定数の基準を見直すこと。

(2) 特別支援教育の充実強化について

特別支援学級の編成基準を緩和するとともに、実情に即した加配措置を講じるため、県独自の知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を対象とするチームティーチング等特別加配を行うこと。

また、県総合教育センターの特別支援教育担当指導教員を増員するとともに、市単独の特別支援教育支援員への財政措置を拡充すること。

なお、特別支援教育支援員の人件費は、地方交付税によらず国庫補助金とすること。

(3)学校配置スクールカウンセラーについて

全ての学校にスクールカウンセラーを配置するとともに配置校の配置時間を増加すること。

全校配置がされるまでの間、未配置校において適時適切な対応が図れるよう、速やかな要請訪問の実施や小中学校連携による相談体制の充実・強化を図ること。

(4)不登校児童・生徒適応指導教室職員の配置について

市が設置する適応指導教室に県費負担正規職員を増員配置するとともに、適応指導教室を増設すること。

(5) 外国籍児童・生徒の教育について

原語(母国語)により外国人児童生徒に指導ができる職員(通訳を含む)を県費負担の非常勤職員として配置すること。

また、市単独配置職員への国・県の財政措置を講じること。

(6) 外国語教育の充実について

外国語教育の一層の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）配置への財政措置を拡充すること。

(7) 栄養職員の配置について

県費栄養教諭及び栄養職員を継続配置するとともに、より充実した学校給食推進のため増員すること。

(8)養護教諭の複数配置について

保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

(9) 自立支援指導員の配置について

問題行動等を繰り返す児童生徒への早期適切な対応を行うため、スクール

ソーシャルワーカーの配置時間の更なる増加及び自立支援指導員の配置を行うこと。

(10)事務職員の複数配置について

スムーズな学校運営のため、大規模校への事務職員の複数配置を継続し、更なる拡大並びに共同実施校への加配を継続すること。

(11)学力向上フォローアップ事業の継続について

平成 27 年度以降も引き続き本事業が実施できるよう財政措置を講じること。

また、事務費を補助対象とすること。

52 就学援助制度について(共 通)

円滑な制度運営を図るため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金並びに準要保護者に係る財政措置について

国の要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、補助対象経費の2分の1となっているが、満額交付されない状況である。

については、補助対象経費の2分の1を満額交付し、地方負担の解消を図ること。

また、準要保護者に係る就学援助の財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じること。

(2) 生活扶助基準の見直しに伴う影響について

国の方針により生活保護基準の見直し前の基準で対応しているが、早急にビジョンを示すこと。

また、生活保護基準の見直しの影響が生じないよう対応したことによる財政負担について適切な財政措置を講じること。

53 公立学校施設及び社会教育施設の整備について（共通）

公立学校施設及び社会教育施設の整備を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 学校の整備について

学校施設環境改善交付金の補助基準単価は、実施単価とは乖離しているため、補助基準単価や補助率の嵩上げなど公立学校諸施設の整備へ適切な財政措置を講じるとともに、学校の適正配置による廃校施設の解体経費等への財政措置を講じること。

また、「地震防災対策特別措置法律」による公立学校施設の耐震化事業についての国庫補助率嵩上げ措置の延長と同様に「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」についても、期限の延長をすること。

(2) エアコン設置への財政措置の拡充について

児童が安心・安全に学べる教育環境を推進するため、エアコン設置に対する財政措置について、補助基準単価及び補助率を引き上げるなど財政措置を拡充すること。

(3) 社会教育施設耐震化への財政措置の拡充について

学校施設では補助対象となっている非構造部材の耐震化対策について、社会教育施設においても補助対象とするなど財政措置を拡充すること。

54 埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等について(共通)

埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承等に関し、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査について

県事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業規模の大小にかかわらず、本来的に原因者であり工事主体者でもある県が調査すること。

(2) 文化財の保護・継承について

計画的な文化財の保護・継承ができるよう、文化財関係国庫補助事業について、必要な予算額を確保すること。

また、県文化財保存事業費補助金については、必要な予算額を確保するとともに、これまでの国庫補助事業と同様に県の補助対象事業とすること。

55 甲斐警察署の早期実現について（甲斐市）

警察署は地域の安全・安心の拠点であり、「安全で安心なまち甲斐市」の実現に向けて、警察署設置に対する4万1千人からの署名は市民の切実な願いであることから、現在、県警察において検討がされている建替計画のあり方の結果等を踏まえ、最優先に「甲斐警察署」を設置すること。